

菩薩戒受戒儀式の一断面

——アティシャの『儀軌次第』——

宮 崎 泉

(京 都 大 学)

はじめに

10世紀から11世紀に活躍したアティシャ⁽¹⁾ (982-1054) はチベットのいわゆる後伝期に重要な役割を果たしたことで知られている。アティシャの戒律観については主著『菩提道灯細注』(*Bodhimārgadīpa-pañjikā*, D. 3948, N. 3335, P. 5344, 以下『細注』と略称)を用いた遠藤氏の研究があるが⁽²⁾, 受戒儀軌についての研究はこれまでなかった。そこで本論文では受戒儀軌を主題とする『発心律儀儀軌次第』(*Cittotpādasamvaravidhikrama*, D. 3969, 4490, N. 3355, 3394, P. 5364, 5403, 以下『儀軌次第』と略称)という著作を中心にアティシャの受戒儀軌をみてみたい。

アティシャの菩提心説が『菩薩地』(*Bodhisattvabhūmi*)の影響を強く受けていることは筆者も既に指摘したことがあるが⁽³⁾, 受戒儀軌では『菩薩地』の中でも特に戒品との強い関連が認められる。それをアティシャの『儀軌次第』を用いて確認することが本論文の主な目的である。

そこでまず受戒儀軌に関する『菩薩地』の影響をアティシャの主著である『細注』より簡単に見た後、アティシャと『菩薩地』の関係をアティシャの直接の師匠でもあるボーディバドラを通じて考えてみたい。次に簡単に『儀軌次第』の内容をみた後『儀軌次第』と『菩薩地』の対応を幾つか取

り上げ考察を加える。

1. アティシャと『菩薩地』

アティシャの戒律観と『菩薩地』との関わりについては前述の遠藤氏の論文の通りであるが、ここでは受戒儀軌についてみてみたい。アティシャの受戒儀軌に対する『菩薩地』の影響は「アティシャがどのように発心儀軌を作ったのか」を書いた次の『細注』の記述から確認できる。

律儀を受ける儀軌については、アサンガが『(菩薩地)戒品』に詳細に作ったものや、あるいは私が作った儀軌を見なさい。規範師がいない場合の儀軌もその同じ『戒品』に詳しい。私が作った儀軌は、聖なるアサンガに従っている。

シャーンティデーヴァは、この儀軌を『入菩提行論』(*Bodhi-caryāvatāra*)にも作っているが、『学集論』(*Śikṣāsamuccaya*)に詳しくお作りになっている。規範師がいない場合の儀軌も、同書(『学集論』)にはっきりとお作りになっている。(『細注』, P. 306a1-4.)

… (中略) …

『学集論』には師匠から受ける儀軌が説かれているけれども、私はその両方に従うので、師匠から受ける儀軌は(『菩薩地』)「戒品」によって作り、師匠がいない場合の儀軌は『学集論』によって作ったのである。(『細注』, P. 306a6-7.)

このようにアティシャは儀軌にアサンガ流とシャーンティデーヴァ流があるとするが、アティシャ自身は師匠から受ける儀軌をアサンガの『菩薩地』戒品に従って作り、師匠がいない場合の儀軌をシャーンティデーヴァの『学集論』に従って作るにより、両方の流派に従っているとする。

2. アティシャとボーディパドラ

次にアティシャと『菩薩地』の関係を考える上で欠かすことのできないアティシャとボーディパドラの関係を簡単にみてみたい。アティシャの直接の師匠でもあるボーディパドラについて『細注』には次のような記述がある。

アーリヤデーヴァ・チャンドラキールティ・パヴィヤ・シャーンティデーヴァ・ボーディパドラを満足させたナーガールジュナの甘露が、私にもわずかに降り注ぐ。(『菩提道灯細注』, P. 323b7-8.)

これは比較的良好に知られた『細注』の中の偈であるが、これによりアティシャが自身を「ナーガールジュナーアーリヤデーヴァーチャンドラキールティ・パヴィヤ・シャーンティデーヴァーボーディパドラ」に続く系譜に置いていることが知られる。

このことからアティシャ自身が属する中観派の直接の師匠としてボーディパドラがいることになり、ボーディパドラがアティシャにとって重要な人物であったことが窺われる。

ボーディパドラには『律儀二十細注』(*Samvaraviṃśaka-pañjikā*, D. 4083, P. 5584, N. 3575), 『三昧資糧品』(*Samādhisambhāra-parivarta*, D. 3925, 4531, P. 5320, 5445, N. 3311, 3436)などの著作がある。アティシャはそれらの論書を頻繁に引用する。特に『律儀二十細注』からの引用が多いのが目に付く。

『律儀二十細注』はその名の通り『律儀二十』(*Samvaraviṃśaka*)に対する注釈である。『律儀二十』はチャンドラゴーミンの著作であり、『菩薩地』の戒品の内容を二十偈にまとめたものといわれる。そのような性格から『律儀二十細注』は菩薩地の引用を多く含み、ボーディパドラの戒律観

は『菩薩地』戒品をベースにしたものとなっている。

このようにアティシャが

1. ボーディパドラを直接の師匠の中でも特に高く評価していると思われること
2. ボーディパドラの『律儀二十細注』をアティシャが頻繁に引用すること
3. ボーディパドラ自身が『菩薩地』をベースにした戒律観を持っていること

などの点を考慮すると、アティシャに対する『菩薩地』の影響は、ボーディパドラを通じて出てきたものであると考えることが出来る。

3. 『儀軌次第』の内容

『儀軌次第』はフォリオにして五葉ほどの小品であるが、大別すれば三帰依、発心儀軌、受戒次第に区分できる。さらに分類すれば図1のようになる。

全体としては「三帰依―発心―受戒」という次第の儀軌の記述が中心と

1. 三帰依	P. 285a3.
2. 発心	
2-1. 発心	P. 284b2.
2-2. 自誓発心に関して	P. 285a2.
2-3. 菩提心の増大のために	P. 285a4.
2-4. 菩提心を傷つけることと菩提心を傷つけないこと	P. 285a6.
2-5. 神通力 (abhijñā) をすぐに獲得したいと望む菩薩	P. 285b2.
2-6. 発心の功德	P. 285b3.
3. 受戒次第	P. 285b4.

図1：『儀軌次第』の概要

なるが、「発心」については儀軌だけではなく説明も加えられている。次に順に内容を見ていこう。

「1. 三帰依」

アティシャは三帰依を「解脱の大城に入る門の如きものであり、菩提心の根本の如きもの」(『細注』, P. 279b6-7.) と位置付けている。そのため儀軌は三帰依より始まる。ここでは懇請の文言と三帰依の文言をそれぞれ三度ずつ述べるのが説かれている。帰依については『細注』や帰依そのものを主題とした『帰依説示』(*Śaraṇagamanadeśanā*, D. 3953, 4478, N. 3341, 3382, P. 5350, 5391)⁽⁴⁾ が詳しい。ここまでの記述はきわめて短いですが、次の「2. 発心」の最初に「そのように優れた帰依を行った後」と述べられるので、ここで行った帰依が「優れた帰依」であることが分かる。優れた帰依については、『中観優波提舍開宝篋』(*Ratnakaraṇḍodghāṭa-nāma-madhyamakopadeśa*, D. 3930, N. 3316, P. 5325, 以下『開宝篋』と略称)に言及があり、そこでは優れた帰依は抛り所である人、帰依の対象である三宝、時、志向、行、学、功德の七つの点で優れていると説かれている⁽⁵⁾。

「2. 発心」

ここでは発心の方法が説かれる。次に自誓発心の場合に変更すべき点にも触れている。

この発心の際の文言は何が典拠となっているか明らかではないが、『開宝篋』や『細注』に説かれる発心の際の文言もそれぞれ異なるので、定まった形がなかったとも考えられる⁽⁶⁾。しかし、どれも慈悲の側面を根本にしており、本質的には異なるものではない⁽⁷⁾。

「2-3. 菩提心の増大のために」

ここでは菩提心を増大させるために唱える文言が説かれるのみで、具体的な説明はない。「菩提心の増大」については『細注』や『開宝篋』にも説かれ、内容に関してはそちらの方が詳しいので、ここでは二点だけ指摘しておきたい。

一点目は『細注』に『儀軌次第』のこの箇所が引用されていることである。そこでは「この意味は私が作った発心儀軌に明らかにしている。」(『細注』, P. 294a8-295b1.) と述べられ、この部分がそのまま引用されている。このことから『儀軌次第』が『細注』より先に著されたことが知られる。

二点目は菩提心の増大が戒律と関っていることである。『儀軌次第』では全く触れられていないが、⁽⁸⁾『細注』, 『開宝篋』では菩提心の増大には戒律が重要な要素になっている。ここでは「菩提心の増大」という独立した項目を立ててまとまっている『開宝篋』を簡単にみてみたい。

菩提心の増大について『開宝篋』は次のように説く。

菩提心の増大とは、その心を三種の菩提心として増大させることである。〔三種の菩提心とは〕律儀戒をともなった菩提心と、摂善法戒をともなった菩提心と、有情利益戒をともなった菩提心とである。⁽⁹⁾

ここに説かれている律儀戒 (saṃvara-śīla), 摂善法戒 (kuśaladharmasamgrāhaka-śīla), 有情利益戒 (sattvānugrāhaka-śīla) はいわゆる三聚浄戒である。三聚浄戒は菩薩戒のすべてであるから、菩薩戒を受けることによって菩提心を増大させることが分かる。⁽¹⁰⁾ それでは何故三種に分けて説かれているかと言えば、それぞれを中心とする段階が異なるからである。⁽¹¹⁾ このように菩提心の増大には戒律が密接に関わっており、そのことは『細注』, P. 296a1f. でも同様に説明される。

『儀軌次第』では菩提心の増大と戒律との関係はまったく触れられていないけれども、『儀軌次第』全体の流れを把握するためには、その関係を理解しておく必要がある。

「2-4. 菩提心を傷つけることと菩提心を傷つけないこと」

「菩提心を傷つけること」と「菩提心を傷つけないこと」についてはそれぞれ四項目が挙げられる。これは『学集論』などにも引用される『迦葉品』(*Kāśyapaparivarta*)と内容的に一致するが、これについて『細注』は『菩提道灯』, II.73-74.に対する注釈として「この意味も、私が『迦葉品』を受けて、儀軌を同書(『儀軌次第』)に作っている。」(『細注』, P. 295b3.)と述べ、この部分を引用するので『迦葉品』の直接の影響を確認出来る。

「2-5. 神通力 (abhijñā) をすぐに獲得したいと望む菩薩」

ここでは「とくに神通力 (abhijñā) を速やかに得たいと望む菩薩は『聖観自在所問七法大乘経』(*Avalokiteśvara-pariṣṭchāsaptadharmaka*)を学びなさい。」と説かれるだけであるが、『細注』, P. 295b8-296a1 にも全く同じ一文が存在し、アティシャがこれを定型句的に用いていたことが知られる。

「2-6. 発心の功德」

これについても「菩提に向かう心を生じる功德は、『華嚴経』などから知りなさい。」と説かれるだけである。

「発心の功德」は『開宝篋』でも解説されるが、そこには『華嚴経』(*Gaṇḍavyūha*)の引用はなく、『入菩提行論』の偈頌 (I-9, 10, 17, 19) を中心に発心の功德が説明されている。そのため『儀軌次第』で述べられている「『華嚴経』など」には『入菩提行論』も含まれていると考えられる。

ここまでが量にしておよそ半分で、続いて受戒次第の具体的な説明である「3. 受戒次第」が始まる。

「3. 受戒次第」

「3. 受戒次第」は受戒次第の記述に終始し、その内容は『菩薩地』戒品にほぼ一致する。対応表を図2に示す。

『儀軌次第』	『菩薩地』戒品（荻原校訂本 ⁴³ ）	内 容
P. 285b4-6	≡ 152.22-153.2	*内容的に一致
P. 285b6-7	≡ 153.2-5	
P. 285b8-286a2	≡ チベット訳と一致	チベット訳にのみ存在
P. 286b2-5	≡ 153.5-15	
P. 286b5-8	≡ 153.19-24	
P. 286b8-b2	≡ 153.16-19	
P. 286b2-4	≡ 153.24-154.3	
P. 286b4-287b6	≡ 154.10-155.17	
P. 287b6-288a1	≡ 157.4-13	

図2：『儀軌次第』と『菩薩地』戒品との対応

次に『儀軌次第』と『菩薩地』戒品がどの程度一致するのかに焦点をしばり、幾つか具体的な例を挙げてみていきたい。

4. 『儀軌次第』と『菩薩地』の対応

受戒次第全体を比較するだけの紙幅の余裕がないので、「受戒次第」の節のはじめからいくつか考察してみたい。

P. 285b4-6

〔訳〕「さて、最初に儀軌のとおりに発心した、一切の菩薩の戒律の学
処を学ぼうとする菩薩は、菩薩の律儀に住した菩薩で、菩薩の律儀儀

軌を知り、菩薩の律儀を授けるという点で弟子を受け入れる能力のある善知識に礼拝して、その足に触れた後に〔次のように〕懇請する。〕

『儀軌次第』と『菩薩地』戒品の異なる部分には下線を付したが、ここで問題にしたいのは波線の部分である。この部分は「戒律戒を授ける側の菩薩の条件」となっている部分であるが、『発心律儀儀軌次第』と『菩薩地』戒品で対応する言葉が異なっている。

『儀軌次第』の方は、

1. 菩薩律儀に住する菩薩 (byañ chub sems dpa'i sdom pa la gnas pa)
2. 菩薩律儀の儀軌を知っている菩薩 (byañ chub sems dpa'i sdom pa'i cho ga śes pa)
3. 菩薩の律儀を授けるという点で弟子を受け入れる能力のある菩薩 (byañ chub sems dpa'i sdom pa 'bogs pa'i sgo nas slob ma rjes su gzuñ bar nus pa)

となっている。それに対して『菩薩地』戒品のサンスクリットでは、

1. sahadhārmikasya
2. kṛtapranidhānatayā vijñasya
3. pratibalasya vāgvijñaptiyarthagrahanāvabodhāya

が対応する。

「vijña」に対応するチベット語は「mkhas pa」ではなく「śes pa」になっているけれども、2.と3.はほぼ対応していると考えられる。

では1.の「byañ chub sems dpa'i sdom pa la gnas pa」と「sahadhārmika」は対応するであろうか。

ここには参考のため『律儀二十』の第二偈もあわせて見ておこう。『律儀二十』の菩薩戒を授ける側の菩薩の条件は、

1. sdom la gnas pa

2. mkhas

3. nus dañ ldan pa

となっており、アティシャの『儀軌次第』と一致する。

これに対するポーディパドラの注釈『律儀二十細注』では、

それを誰から受けるのかというならば、「bla ma sdom la gnas」云々と説くのである。〔つまり〕菩薩の戒律律儀を備えていて教えを同じくするものからであって（『律儀二十細注』、P. 226a6-8.）

と説明されている。「sdom pa la gnas」が「chos 'thun pa」つまり「sahadhārmika」の意味で解釈されている。

このことを考慮すると、『儀軌次第』の「sdom pa la gnas pa」と『菩薩地』戒品の「sahadhārmika」は同じ方向にあると言える。このことから全体としてみても「dañ por」や「thams cad」などの細かい違いはあるが、内容的には同じ方向であり、両者は対応する関係にあると考えられる。

P. 285b6-7

〔訳〕規範師よ、あなたから私が菩薩の戒律律儀の正受を得ることを乞う。それに問題がございませぬならば、私に対する慈悲によって、少しばかりの間、お聞きになり、お授け下さい。

これは極めてよく一致する例である。違いは「slob dpon」（ācārya）と「kulaputrāṃtikāt」の部分しかない。「ācārya」と「kulaputra」は同じではないが、ここではそれほど厳密に考える必要はないと思われる。

P. 285b8-286a2

これもよく一致する。

〔訳〕 善男子よ、汝は聞け。汝はこのようにまだ渡っていない有情を渡し、解脱していない者を解脱させ、安心していない者を安心させ、涅槃していない者を涅槃させ、仏の一族を絶やさないことを望むのか。その場合は、発心を堅固にし、決意を堅固にせよ。あるいは、導師のためではないか。他の強制によって獲得しようとしているのではないか。

と尋ねる。

という意味になるが、ここでの違いは最後の「gʒan yañ」（あるいは）以降の疑問だけである。

ここで注意すべきことは、この箇所がチベット訳『菩薩地』にしか存在しないことである。このことはアティシャの知っていた『菩薩地』がチベット訳『菩薩地』戒品に近いものであったことを示している。

P. 286a-2-5

次の「3.1.4」の例はかなり異なっている場合の例である。

〔訳〕 その後に、如来釈迦牟尼の仏像、あるいは図像などを前にして、如来釈迦牟尼を始めとする十方の世界すべてにいる仏と菩薩のすべてを目の前に思い浮かべて、能力に応じた後の五供養によって供養し、礼拝する。その直後に、高座に座った善知識を説法者とする想念をもなって礼拝する。右膝をついて、或は屈んで座して合掌した後に、善知識に対して菩薩律儀を受ける者が次のように懇請する。

規範師が、菩薩の戒律律儀を私に速やかに授けるようお願いします。

文の順序も使われている言葉もかなり違う。しかし戒律を受ける者が述べる言葉はほとんど異なっていない。地の文も順序は異なるものの内容の

大枠は同じと考えることもできる。

幾つかの『儀軌次第』と『菩薩地』戒品の対応の例をみてみたが、文が前後するなどかなり異なる例もあるものの、大枠においてはアティシャの『儀軌次第』は『菩薩地』戒品と一致し、文章が全く同じになっている例も多いことを示した。

このことからアティシャが作った儀軌は『菩薩地』戒品とかなり近いものであることが明らかになったと思う。

5. 結 語

以上の考察によって『菩薩地』戒品とアティシャの受戒次第との関係の一端を示せたと思う。アティシャの戒律観は『菩薩地』に近いものであることはすでに指摘されていたことであるが、『儀軌次第』の儀軌からもそれを再確認できた。

このような『菩薩地』のアティシャへの影響は、直接の師匠でもあるボーディバドラを通じて出てきたものであると考えられる。ボーディバドラは『菩薩地』戒品をベースにした『律儀二十細注』という著作を残しているが、アティシャは『菩薩地』戒品そのものだけでなく、『儀軌二十細注』も頻繁に引用するからである。

『儀軌次第』は具体的な儀軌の記述を中心に「三帰依」「発心」「受戒次第」を内容とする。小品であるため簡潔な記述に終始するが、具体的な儀軌が中心であるので興味深い。

「受戒次第」は『菩薩地』戒品との強い関連が見られるため若干の具体例を挙げ考察を加えた。『儀軌次第』と『菩薩地』との対応は一部を指摘するだけにとどまったが、全体の対応はテキスト校訂とともに別稿を期し

たい。

注

- (1) アティシャという呼称については議論に決着がついたとは言えないが、本論文ではこの問題に立ち入らず、チベットで常に「A ti śa」と音写されることから Eimer と同様「アティシャ」を用いる。
- (2) 遠藤祐純：「Atiśa その世界—戒律を中心として—I」、『勝又記念論集』，1981.1, pp. 673-689.
- (3) 拙稿：『中観優波提舍開宝篋』について，仏教史学研究，36-1，1993.7, pp. 1-31.
- (4) 望月海慧：『帰依の説示』試訳，『仏教学論集』19, 1990.3, pp. 1-21参照。
- (5) 『開宝篋』，D. 99a7f. さらに帰依の対象の優越性と学の優越性について詳細される。『開宝篋』に優れた点として説かれる七つは『帰依説示』や『細注』に説かれる帰依を説く場合の十五の観点の中に含まれる。（『帰依説示』，P. 346b6-7，『細注』，P. 284b6-7.）
- (6) 『開宝篋』，D. 97a1-2. 『細注』，P. 286b4-287b2.
- (7) 『細注』には「菩提心は悲愍より，悲愍は慈愛より生じる。」と述べられるなど，発心には慈悲が必須である。『細注』，P. 287a1. あるいは，『菩提道灯』，II. 37-46参照。なお『菩提道灯』の偈頌の数え方は一パーダずつ数える Eimer に従う。（H. Eimer: *Bodhipathapradīpa: Ein Lehrgedicht des Atiśa (Dīpaṃkaraśrījñāna) in der tibetischen Überlieferung*, Asiatische Forschungen, Band 59, 1978, Wiesbaden.
- (8) 戒律について説く最初に「そのように宝の如き菩提心を特に増大するために戒律儀軌を受けるべきであり，と説いた後に…」と，菩提心の増大と戒律が関連づけられて述べられている。（『細注』，P. 297b4-5.）
- (9) 『開宝篋』，D. 104a6-7.
- (10) このようにアティシャは戒律を三種に分けるが，これも『菩薩地』戒品を受けるものであり，直接にはボーディパドラの『儀軌二十細注』に従ったものである。
- (11) 『開宝篋』に「資糧道においては律儀戒を中心とする。加行道においては摂善法戒を中心とする。出世間道においては有情利益戒を中心とする。」と説かれる。（『開宝篋』，D. 105a2-3.）
- (12) *Kāśyapaṭṭiparivarta*, §3, §4. A. von Staël-Holstein: *The Kāśyapaṭṭiparivarta*, Shanghai, 1926.

- (13) 荻原雲来：『梵文菩薩地經』，1971.